

建設コンサルタント

一般競争参加資格申請について、申請書類の記載方法で質問・誤りの多い事項について下記の通りまとめておりますので、必要に応じてご参照ください。

申請書類等	確認内容
様式全般	日本下水道事業団のホームページからダウンロードした申請書様式をご利用ください。 他機関の様式で提出された場合、受付できない場合がありますのでご注意ください。
公的機関発行書類	発行・証明年月日が申請時以前の3ヶ月以内のものを提出してください。
委任状	行政書士が代理申請を行う場合は委任状の提出が必要です。(押印は不要)
様式1-1	09 本社(店)住所欄の丁目、番地は「ー(ハイフン)」で省略して記入してください。
〃	18 登録を受けている事業欄へは次の区分に従い、該当する場合に記入してください。 (ア) 建築士事務所 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条による登録を受けている (イ) 建設コンサルタント 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条による下水道部門の登録を受けている (ウ) 地質調査業者 地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第2条による登録を受けている
様式1-2	22 有資格者数欄は該当する資格等について審査基準日(申請する日の直前の営業年度終了日)における該当職員数を記入してください。 ※自社の職員数のみ記入してください。友好・協力関係にある別企業の職員は加算しないでください。
様式1-3	24 自己資本額は、申請書に添付の財務諸表類(貸借対照表)から転記してください。
〃	30 常勤職員の数の①技術職員及び②事務職員の各欄には、審査基準日(申請しようとする日の直前の営業年度の終了日)において常時雇用している従業員のうち専ら建設コンサルタント業務及び地質調査業務に従事している職員数を記入し、③その他職員の欄にはそれ以外の職員数を記入してください。 ※自社の職員数のみ記入してください。友好・協力関係にある別企業の職員は加算しないでください。
様式5	※印に商号名又は名称を記入してください。
〃	受付票返信用の封筒がない場合(切手貼付忘れ含む)には受付票を必要しないものとして処理をします。 ※FAX・メールでの送信など個別連絡はいたしませんのでご注意ください。
その他	建設コンサルタント業務の登録は「下水道部門」のみです。 その他部門の申請は受付ておりませんのでご注意ください。